

平成29年度 自主的点検実施地区一覧表

四国森林管理局

整理番号	都道府県	事業実施主体		事業名	事業実施地区名		総事業費 (千円)	総便益 B (千円)	総費用 C (千円)	分析結果 B/C	チェックリスト															備考					
											I 必須事項					II 優先配慮事項															
											1	2	3	4	5	1 有効性			2 効率性	3 事業の実施環境等											
																(1)	(2)	(3)		(1)	(2)	(3)	(4)					(5)			
21	高知	四国局	安芸署	保安林整備	西ノ山川	にしのかわやま	6,866	74,797	6,602	11.33	○	○	○	○	○	A	A	B	B	A	-	A	A	A	A	A	B	A	A	B	
22	高知	四国局	安芸署	保安林整備	赤度山	あかたびやま	5,936	135,171	5,707	23.69	○	○	○	○	○	A	A	A	B	A	-	A	C	C	B	A	B	A	A	C	
23	高知	四国局	安芸署	保安林整備	野根山大道北山	のねやまおどうきたやま	3,569	81,307	3,432	23.69	○	○	○	○	○	A	A	A	B	A	-	A	A	B	B	A	B	A	A	B	

【記載要領】

1. 治山事業、森林整備事業ごとに別業とする。
2. 事業実施主体は、事業を実施する森林管理署等の名称を記載する。
3. 事業名は、治山事業にあつては、「国有林治山事業実施要領」の第3に定める事業区分を記載する。
森林整備事業にあつては、森林環境保全整備事業又は森林居住環境整備事業の別を記載する。
4. 事業実施地区名は、運用第2の区分による。事業実施地区名には、ふりがなを付す。
5. 総事業費、総便益及び総費用は、千円未満四捨五入とし千円単位で記載する。
6. 分析結果は、小数点以下第3位四捨五入とし小数点以下第2位まで記載する。
7. チェックリストの各項目は、各判定基準に基づき、必要事項については「○」又は「-」を、優先配慮事項については「A」、「B」、「C」又は「-」を記載する。

(参考)

チェックリストの判定基準

I 必須 事項	1	山地災害防止、水源のかん養、生活環境の保全・形成等の観点から実施する必要性があること。
	2	当該事業の施工が技術的に可能であること。
	3	費用便益分析の結果が1.0以上であること。
	4	事業実施要領等に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。また工期が別に定められた「限度工期」を超えないこと。
	5	自然環境・景観の保全等の視点から事業が適当であること。
II 優先 配慮 事項	1 有効性	(1) A (重要河川の上流であり、かつ集落、道路、農地等を保全するもの)・B (重要河川の上流または、集落、道路、農地等いずれかを保全するもの)・- (該当なし)
		(2) A (ダム等取水施設上流の水源確保であるもの)・B (A以外の水源確保であるもの)・- (該当なし)
		(3) A (生活環境保全機能及び保健文化機能を発揮させるもの)・B (生活環境保全機能、保健文化機能のいずれかを発揮させるもの)・- (該当なし)
	2 効率性	(1) A (事業の経済性・効率性が確保され、コスト縮減効果が期待されるもの)・B (事業の経済性・効率性が確保されるもの)・C (A、B以外の計画)
		(2) A (地域材を利用した工種、工法を図るもの)・B (地域材を利用した仮設工作物で行われるもの)・C (A、B以外の計画)・- (該当なし)
	3 事業の 実施環境 等	(1) A (自然環境・景観の保全が求められ、自然景観等に配慮がなされる計画)・B (A地区ではないが自然景観等に配慮がなされる計画)・C (A、B以外の計画)・- (該当なし)
		(2) A (地域材を利用した計画)・B (地域材を利用した仮設工作物で行われるもの)・C (A、B以外の計画)・- (該当なし)
		(3) A (森林整備を実施する計画)・B (事業を行うことにより森林整備が促進されるもの)・C (A、B以外の計画)・- (該当なし)
		(4) ① A (保全対象に集落や公共施設が含まれるもの)・B (Aの外に農地、ため池用排水施設があるもの)・C (A、B以外の計画)・- (該当なし)
		② A (豪雨、地震、地すべり、流木等の災害が発生した地区)・B (豪雨、地震、地すべり、流木等の災害発生のおそれがあるもの)・C (A、B以外の計画)・- (該当なし)
③ A (山地災害危険地区A又はB箇所、若しくは山腹崩壊箇所)・B (山地災害危険地区Cの箇所、若しくは崩壊のおそれが高い箇所)・C (A、B以外の計画)・- (該当なし)		
④ A (生活用水に係る水源森林で濁水被害や水質汚濁が発生した箇所)・B (生活用水に係る水源森林で土砂等の流出が発生した箇所)・C (A、B以外の箇所で水資源確保の必要があるもの)・- (該当なし)		
⑤ A (事業を実施しなければ他事業の進捗に影響を及ぼすもの)・B (事業を実施することにより他事業の円滑な推進が図れるもの)・C (A、B以外の計画)・- (該当なし)		
(5) ① A (地域関係者等の同意又は理解を得られているもの)・B (地域関係者等の同意又は理解を得られる見込みのもの)・C (A、B以外)		
② A (他事業との関係が図られた計画)・B (他事業との関係について調整中)・C (A、B以外)・- (該当なし)		
③ A (地域防災計画等関連した計画に位置付けされている)・B (地域防災計画等関連した計画に位置付けされるよう調整中)・C (A、B以外)		